

春日井市空き家等対策に関する連携協定書

春日井市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、春日井市における空き家等に関する対策の推進を連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に連携し、空き家等対策に取り組むことで、空き家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通・有効活用を促進することにより、市民の安全・安心な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 「所有者等」とは、空き家等の所有者又は管理者をいう。

（連携の内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 空き家等の流通に関すること。
- (2) 空き家等の活用に関すること。
- (3) 管理されない空き家等の発生予防に関すること。
- (4) 空き家等の相談対応に関すること。
- (5) 空き家等の適正管理に関すること。
- (6) 空き家等の品質確認に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要なこと。

2 乙は、第1条の目的を達成するため、主に前項第2号、第3号、第4号、第5号及び第7号について、甲と連携を図るものとする。

3 乙は、必要に応じて、乙の会員及び提携する関連団体を活用できるものとする。

（所有者等の情報提供）

第4条 甲は、所有者等の同意を得た場合に限り、乙に所有者等の個人情報を提供することができるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の対応状況を、適宜、甲に報告し、甲と乙は情報の共有を

図るものとする。

（秘密の保持）

第6条 この協定に基づく業務に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は第1条の目的以外に使用してはならない。

2 乙は、乙の会員及び関連団体に対し、前項の規定を周知し、順守させなければならない。

（苦情等の処理）

第7条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲乙協議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、この協定は同一の条件で1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第9条 甲又は乙は、この協定に基づく事項に関し、不正又は不誠実な行為をしたときは、催告をしないで協定を解除することができるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定の運用に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が自署の上、各自その1通を保有する。

令和6年11月27日

甲 春日井市
代表者 春日井市長

石黒直樹

乙 愛知県司法書士会
会長

細井久史